

「交付申請書」
「事業実施計画書」の作成
(様式第1号、別紙1・2)

提出

「交付申請書」
「事業実施計画書」
の審査

(交付決定通知が来たら)
○計画に基づき、**事業(設備投資等と事業場内最低賃金引上げ※)の実施**

交付(不交付)決定通知

(交付申請から交付決定まで約
1か月程度かかります。)

<事業実施期間中に…>

※事業場内最低賃金の引上げは**申請(郵送の場合は労働局到着)後**に行うことができますが、設備投資等は**交付決定後**に行う必要があります。

事業計画を変更する場合
(様式第3号)

事業計画変更申請書

審査・通知

承認(不承認)通知

事業計画を中止する場合
(様式第5号)

事業廃止承認申請書

審査・通知

承認(不承認)通知

事業完了に遅れが見込まれる場合
(様式第7号)

事業完了予定期日
変更報告書

確認

必要な連絡

<事業完了>
(経費の支払いも含む)

事業完了日から起算して1月を経過する日or翌年度4月
10日のいずれか早い日まで

「事業実績報告書」「支給
申請書」の作成
(様式第9号、別紙1・2、様
式第10号)

提出

「事業実績報告書」「支給
申請書」の審査

助成金の受領

額の確定・支給決定通知

(原則20日以内)

助成金支払い

※ 令和4年度に交付決定を受けた場合は、支給申請書ではなく額の確定通知後に支払請求書の送付が必要になります。

- ①又は②のいずれか遅い日から起算して1月以内
- ①賃金額を引き上げてから支払請求手続きを行った日の前日
- ②賃金額を引き上げてから6月を経過した日

「状況報告」の作成
(様式第8号)

提出

「状況報告」の審査

助成事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに
(仕入控除税額が0円の場合を含む。)

「消費税及び地方消費税に係
る仕入控除税額報告書」作成
(様式第11号)

提出

「消費税及び地方消費税に係
る仕入控除税額報告書」
の審査

(返還が生じる場合)

返還金の請求

(審査の結果、
返還が生じる場合)

返還金の支払い